

分科会評価結果

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

一時的に子供を預かることで、保護者が休息をとるなど、リフレッシュして心を落ち着かせる時間をもつことによって、子育てに係る保護者の負担軽減が図られ、児童虐待の予防的対応や家庭養育の維持につながることから、本事業の必要性は高いと認められる。

利用希望者の増加に対し、適切に対応するとともに、保護者等からの声を聞く中でニーズを把握し、引き続き必要な支援を行うことを求め、継続とした。